

1人暮らしの高齢者など、災害ごみやがれき、土砂などの撤去でお困りの人を支援します

1人暮らしの高齢者など、生活再建に向け特に支援の必要な人や撤去が困難な人を対象に、災害ごみやがれき、流木、土砂の撤去を市が支援します。撤去でお困りの人はご相談の上、申請してください。

対象者 1人暮らしの高齢者など、災害ごみ・がれき・土砂などの搬出や撤去が困難な人
申請期限 9月30日(水)
申請方法 市環境課窓口(下城本町1566番地1スポーツパレス東側プレハブ)に置いてある申請書に必要事項を記入し、窓口へ提出または郵送してください。

※申請書は市ホームページからダウンロードすることもできます。
※作業日まで期間を要します。あらかじめご了承ください。
※撤去する範囲は宅地(事業所を含む)内が基本となります。対象物は災害ごみ・がれき・流木・土砂です。

問合せ 市環境課災害廃棄物対策室(☎22-2111 内線2711)

被災した住宅の応急修理は、市へお申し込みください!

市では、災害で住家被害を受けた世帯に対し、元の住家に引き続き住んでいただけるよう日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の応急的な修理を請け負います。「住宅の応急修理」を希望される世帯は申し込みをお願いします。

申し込む前に知っておくべきポイント

- ☑ **申し込みを行う前に修理業者への支払いを済ませた場合、「住宅の応急修理」の対象となりませんのでご注意ください。**
- ☑ **必ず「施工前の被害状況がわかる写真」を撮影してください。審査の時に必要になります。**
- ☑ **応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することができます。詳しくは市ホームページでご確認ください。**

対象者 ①「大規模半壊」の住家被害を受けた世帯、または「半壊」、「準半壊」の住家被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯
②そのままでは住むことができない(日常生活に不可欠な部分に被害がある)状態にある世帯
③応急修理を行うことで被害を受けた住宅での生活が可能と見込まれる世帯
※全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるため、住宅の応急修理の対象になりませんが、応急修理を実施することで居住が可能になる場合は対象になります。

基準額(1世帯当たりの限度額)
大規模半壊または半壊の被害を受けた世帯(全壊世帯含む) **59万5,000円以内**
準半壊の被害を受けた世帯 **30万円以内**
※同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合、1世帯当たりの額以内になります。

応急修理の範囲 屋根などの基本部分、ドアなどの開口部、上下水道などの配管・配線、トイレなどの衛生設備の日常生活に必要不可欠な部分で、緊急に応急修理が必要な箇所。
※豪雨災害と直接関係ある修理のみ対象とし、内装に関するものと家電製品は対象外です。

申請時の提出物 申込書、罹災証明書、施工前の被害状況の分かる写真(限度額で修理する部分)、修理業者の見積書

※大規模半壊以上の被災をされた世帯で生活再建支援金を申し込んでいる人は、応急修理を利用して自己負担が発生する場合、補修の加算支援金の申請が可能です。

※手続きの流れや申込書などの詳細は市ホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。

問合せ 被災者再建支援コールセンター(☎22-2111 内線6740・6742・6743・6764)

豪雨災害に伴う支援・復旧情報

災害ボランティアの皆さんに家の片付けなどをお願いしませんか?

依頼方法 電話などで人吉市災害ボランティアセンターへ申し込んでください。
受付時間 午前9時～午後4時
依頼受付電話番号 ☎090-5288-1317
場所 東間コミセン(蟹作町1531番地1)
支援内容 ①住居内の片付け ②住居内の汚泥の除去(田畑の土砂の除去などは対応不可)
③家財などの屋外への運び出し(ごみ処理場までの運搬対応不可)
※1人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、障がいのある人の世帯などを優先します。



皆さんへのお願い
ボランティアでは、依頼された後すぐに対応できるわけではないため、依頼が集中した時はお待ちいただく場合があります。ご理解のほどお願いします。

問合せ 市災害ボランティアセンター(市社会福祉協議会)

公費解体と自費解体に関するお知らせです

令和2年7月豪雨の被災で、家屋の解体が必要な世帯に対して、市が解体・撤去の費用を負担します。申請受付は9月14日(月)からですが、新型コロナウイルス感染症の予防として混雑を避けるため、申請受付日時を決定する抽選を実施します。申請(相談含む)を希望する人は、対象校区の指定抽選日にお越しください。先着順で早い受付日時を決めるものではありません。

抽選期間 9月5日(土)～11日(金)
抽選時間 午前9時～午後4時
場所 カルチャーパレスホール棟ロビー
申請受付日 9月14日(月)～
公費解体コールセンター ☎22-2124
コールセンター受付時間 午前9時～午後5時
問合せ 市環境課災害廃棄物対策室(☎22-2111 内線2711)

| 【対象校区の指定抽選日】 | |
|--------------|-----------|
| 期日 | 校区 |
| 9月5日(土) | 西瀬校区 |
| 9月6日(日) | 中原校区 |
| 9月7日(月) | 東校区 |
| 9月8日(火) | 西校区 |
| 9月9日(水) | 東間校区・西瀬校区 |
| 9月10日(木) | 全ての校区 |
| 9月11日(金) | 全ての校区 |

自費解体を検討している人へ

- ①解体・撤去費用が全額補助できない場合があります。市の基準で算定した金額と申請者が解体業者に支払った金額のいずれか低い方を支払います。
- ②算定は、建物の面積が基準になります。登記簿または固定資産台帳の面積と実測面積が違う場合は事前にご相談ください。
- ③高額な解体費用を請求する悪質な業者にはご注意ください。

※申請書と各種様式を9月5日(土)からカルチャーパレスホール棟ロビーで配布します。
※公費解体は、受け付けを早く済ませた人から順に行うものではありません。家屋の危険度や交通事情などを総合的に考慮し進めていきます。